監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成31年1月16日

木津川市監査委員 西 井 正 木津川市監査委員 島 野 均

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する 事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成30年11月28日(水)
- 2 監査対象部局及び監査の対象

市民部

国保年金課

- (1) 第2期国保データヘルス計画の取組状況について
- (2) 平成30年度抜取作業業務委託について
- (3) 市独自の福祉医療費助成の支給基準の見直しについて
- (4) 郵便切手等調査について (調査票)

市民課

- (1) 住民票のコンビニ交付に関する保守業務委託について(平成30年度分)
- (2) 個人番号カードの普及状況ならびに取得率の向上に係る取組状況について
- (3) 窓口業務の効率化、適正化、サービスの向上に係る取組状況について
- (4) 郵便切手等調査について (調査票)

まち美化推進課

(1) 家庭系可燃ごみ処分業務委託について(平成29年度、平成30年度分)

- (2) 空家等対策計画の取組状況について
- (3) 家庭系可燃ごみの有料指定袋導入に向けた施策ならびに導入後の状況 について
- (4) 郵便切手等調査について (調査票)

加茂支所·山城支所

- (1) 今年10月の機構改革に伴う執務体制について
- (2) 昨年度定期監査の監査課題として提出された、「本庁との連携・連絡体制・情報の共有化について」の取組状況について
- (3) 郵便切手等調査について (調査票)

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監 査 結 果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【国保年金課】

国保データヘルス計画(以下「当計画」という。)については、市の保健事業の現状について分析を行い、国保加入者の健康課題を明確にした上で計画が策定されており、生活習慣病の予防等に取り組んでいることは評価できる。今般、健康推進課において実施された健幸クラウド事業においても、生活習慣病の現状が数値化されており、当計画の内容と重複する項目も多いことから、今後の当計画の実施に際し、これらの分析結果についても参考にされたい。

今般、国保医療費の通知書を封緘せずに発送するという、個人情報の漏洩に繋がりかねない事象が発生した。個人情報等の漏洩は、市民の信頼を大きく損なうことから、課員に対して、個人情報等の取り扱いについて、再度周知徹底を図られたい。

市独自の福祉医療費助成の支給基準については、見直しが進んでいることは評価できる。今後も引き続き、必要性について精査を行った上で、見直しを進められたい。

郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数が一致していることを確認した。 適正に管理されており評価できる。 今後も適正な管理を行われたい。

【市民課】

西部出張所においては、個人情報や現金を取り扱っていることから、引き続き、 適正な管理に努められたい。

郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数を確認したところ、一部の切 手で保管枚数と払出簿の残数と一致していなかった。記帳誤りと思われるので修 正されたい。

【国保年金課・市民課共通】

業務委託の中で第三者に再委託しているものが見受けられるが、再委託に係る 承認書に理由が記載されていないにもかかわらず、市において承認されており問題があると考える。今後、承認書には理由を明確に記載するよう、業者に対して 指導するとともに、市においても再委託の理由について厳正に判断されたい。

【まち美化推進課】

予算執行状況の中で、除草工事が繁茂期に実施されていなかった。また、保守 点検業務等、予算が未執行のものがいくつか見受けられたことから、年度末に実 施時期が偏ることのないよう、計画的な事業実施に努められたい。

支出証憑についてであるが、リサイクル研修ステーションにおいて、請求書の 支払期限までに支出処理が出来ていない事象が多く発生しており、また、支出証 憑に係る事務処理に際しても、同様の誤りを繰り返す事象が多く見受けられた。

支出証憑については、課内において内容の確認を行なった上で、最終的に所属 長が確認をした上で支出するものであり、内部統制の観点からも問題があると考 えられることから、課内において、より厳正な確認に努められたい。

郵便切手等については、保管枚数と受払簿の残数を確認したところ、一部の切 手で保管枚数と受払簿に差異がみられた。記帳誤りと思われるので修正されたい。

【加茂支所・山城支所】

特になし。